

改正

令和7年9月19日条例第92号

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 杵築市の自然豊かな環境を活かし、観光レクリエーションゾーンの中核施設としての機能及び市民の健康増進に努め、活力ある地域づくりに寄与するため、杵築市大田横岳自然公園（以下「横岳自然公園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 横岳自然公園の位置は、杵築市大田波多方4448番地1ほか横岳周辺地域とする。

(施設)

第3条 横岳自然公園に次に掲げる施設を置く。

- (1) 宿泊施設（横岳荘、ログハウス）
- (2) キャンプ場
- (3) 天体観測施設「キララ館」
- (4) テニスコート
- (5) 遊具
- (6) 屋外ステージ
- (7) 鹿公園
- (8) その他の便益施設

(休園日)

第4条 横岳自然公園の休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその前日並びに小学校及び中学校における学年始休業日、夏季休業日及び学年末休業日の期間は、この限りでない。

- (1) 火曜日、水曜日及び木曜日
- (2) 12月1日から翌年3月15日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、開園又は休園することができる。

(使用の許可)

第5条 横岳自然公園の施設並びに設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があると認めるときは、その使用について、条件を付し、必要な指示をすることができる。

（使用許可の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2） 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- （3） 管理運営上支障があると認められるとき。
- （4） その他市長が不適当と認めるとき。

（使用料）

第7条 第5条に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。ただし、未就学児の使用については、これを徴収しないものとする。

2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用料の減免）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を減額し、又は免除することができる。

- （1） 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- （2） その他市長が特に必要があると認めるとき。

（目的外使用、権利譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡若しくは転貸することはできない。

（造作等の制限）

第10条 使用者は、横岳自然公園の施設等を変更し、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第11条 市長は、使用者がこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき又は違反するおそれがあるときは、使用許可を取り消すことができる。

(指定管理者による管理)

第12条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第7条に規定する使用料は、利用料金として指定管理者の収入とする。

2 市長は、前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、杵築市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年杵築市条例第55号。以下「手續条例」という。）第2条ただし書の規定により、指定候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第2項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条第1項各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条第2項の規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第5条、第6条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 法第244条の2第9項の規定に基づき、別表に定める額を上限として、指定管理者が利用料金を定める場合にあっては、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持及び管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者が施設等の管理上必要と認める業務

(指定管理者の責務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる責務を遵守しなければならない。

- (1) 住民の福祉の増進を目的とした公平・公正な施設の運営を行うこと。
- (2) 手續条例及びこの条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行うこと。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は過失によって施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(杵築市大田横岳自然公園条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 杵築市大田横岳自然公園条例（平成17年杵築市条例第139号）

(2) 杵築市大田休養・休憩施設「横岳荘」条例（平成17年杵築市条例第140号）

(3) 杵築市大田よこだけ「キララ館」条例（平成17年杵築市条例第141号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、杵築市大田横岳自然公園条例、杵築市大田休養・休憩施設「横岳荘」条例及び杵築市大田よこだけ「キララ館」条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和7年9月19日条例第92号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

杵築市大田横	横岳荘	研修室和室	午前9時から	1時間につき	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
		(4人用)	午後5時まで	330円	
		食室・厨房	午後5時から	1時間につき	

岳自然公園		午後10時まで	550円	
	研修室和室 (2人用)	宿泊チェック イン	一般 3,850円	1泊食事なしの1人当たりの料金。
	和室(4人用)	午後3時チェックアウト	小学生以下 2,750円	
	洋室 (2人用)	午前10時		
	キャンプ場	宿泊チェック イン	一般 550円	1泊食事なしの1人当たりの料金。入浴料を含む。
		午後3時 チェックアウト	小学生以下 330円	
		午前10時		
		日帰り 午前9時から 午後10時まで	一般 220円 小学生以下 110円	1回当たりの料金。
	テントフリーサイト		1張り 1,650円	
	貸しテント		1張り 1,100円	5人用の料金。
	シャワー利用	午前11時から 午後4時まで	一般 220円	1回当たりの料金。
			小学生以下 110円	
	天体観測施設「キララ館」	午後5時から 午後10時まで	一般 330円	1回当たりの料金。
			小学生以下 220円	

	ログハウスくぬぎ けやき	1 棟 (定員 5 人) 宿泊チェック イン 午後 3 時チェ ックアウト 午前10時	9,350円	1 泊 2 日食事なしの 1 棟当 たりの料金。入浴料を含 む。
		1 棟 (泊な し) 午前 9 時から 午後 5 時まで	1 時間につき 1,100円	1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。
	ログハウスかえで (風呂・シャワー 付)	1 棟 (定員12人) 宿泊チェック イン 午後 3 時 チェックアウト 午前10時	33,000円	1 泊 2 日食事なしの 1 棟当 たりの料金。入浴料を含 む。
		1 棟 (泊な し) 午前 9 時から 午後 5 時まで	1 時間につき 1,100円	1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。
	ログハウスもみじ	1 棟 (定員24人) 宿泊チェック イン 午後 3 時 チェックアウト	41,800円	1 泊 2 日食事なしの 1 棟当 たりの料金。入浴料を含 む。

		ト 午前10時		
		1 棟（泊なし） 午前 9 時から 午後 5 時まで	1 時間につき 1,100円	1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。
	ログハウスうめ さくら （風呂・シャワー付）	1 棟 （定員 7 人） 宿泊チェック イン 午後 3 時 チェックアウト 午前10時	22,000円	1 泊 2 日食事なしの 1 棟当たりの料金。入浴料を含む。
		1 棟（泊なし） 午前 9 時から 午後 5 時まで	1 時間につき 1,100円	1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。
	テニスコート（人工芝）	午前 9 時から 午後 9 時まで	1 面 1 時間につき 330円	1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。
	夜間照明施設	午後 5 時から 午後 9 時まで	1 面 1 時間につき 550円	